泉佐野市告示　第　253　号

下記の者にかかる通知書を地方税法第20条の2及び市税条例第7条の規定により公示送達します。なお、これらの書類は、本職が管理しており、受領権限を有するものにはいつでも交付します。

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、下記の書類が送達されたものとみなします。

令和　８年　６月２５日

泉佐野市長　千代松　大耕

記

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名	備　　考
差押調書（謄本）	株式会社　明泉	第８００２１３号
	以下余白	